

## 小田原市生活交通ネットワーク協議会第3回会議次第

日 時 平成24年6月12日（火）

午後3時

場 所 生涯学習センターけやき第2会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 平成23年度地域公共交通調査事業の報告について
  - (ア) 事業内容の報告について
  - (イ) 決算報告案について
- (2) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について
- (3) 平成24年度地域公共交通調査事業について
  - (ア) 事業内容について
  - (イ) 予算案について
  - (ウ) 業務委託について（非公開）

### 3 閉 会

#### 配布資料

- 資料1 平成23年度小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査報告書
- 資料2 平成23年度事業収支決算案
- 資料3 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案
- 資料4 小田原市地域公共交通総合連携計画策定に向けての考え方
- 資料5 平成24年度小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査仕様書案
- 資料6 平成24年度事業収支予算案
- 資料7～資料10（非公開）

小田原市生活交通ネットワーク協議会会員名簿

区分	組織名	会員		代理出席者		作業部会
		職名	氏名	職名	氏名	
バス事業者	箱根登山バス株式会社	取締役運輸部長	野村 尚廣	運輸部課長	重田 正計	○
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	杉山 保徳			○
	富士急湘南バス株式会社	常務取締役	茂木 一郎			○
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部次長	平岩 敦			○
タクシー事業者	社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部	支部長	杉山 文男	副支部長	長谷川 義明	
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	川上 一男			
利用者・市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我連合自治会長	柏木 茂高			
		橘北連合自治会長	小宮 正雄			
	小田原箱根商工会議所	経営指導員	高橋 豊房			
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	岡本 和久			
道路管理者	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	副所長	瀧浪 慎一	交通対策課長	千野 啓次	
	神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	工務担当部長	松田 和幸	道路維持課長	近藤 充志	
	小田原市	建設部長	柿本 三夫			
学識経験者	福島大学	特任准教授	吉田 樹			○
国	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	中澤 延夫			○
県	神奈川県	県土整備局環境共生都市部交通企画課長	三枝 薫			
市	小田原市	都市部長	北村 有一	都市部副部長	内藤 日出男	○
		都市部管理監	山口 登志夫			○
事務局	小田原市都市部	都市政策課長	星崎 朗			
		都市政策課副課長	柏木 弘光			
		主査	日高 智美			

## 小田原市生活交通ネットワーク協議会 平成23年度収支決算書案

## 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	備 考
補助金	4,300,000	4,294,500	▲ 5,500	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)
収入合計	4,300,000	4,294,500	▲ 5,500	

## 支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	備 考
委託料	4,300,000	4,294,500	▲ 5,500	小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域概況調査</li> <li>・路線バス利用状況調査</li> <li>・交通機関乗継調査</li> <li>・協議会運営</li> </ul>
支出合計	4,300,000	4,294,500	▲ 5,500	



## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成 24 年 6 月 12 日

（名称） 小田原市生活交通ネットワーク協議会

（代表者名） 吉田 樹 印

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>								
ノンステップバス導入事業計画								
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>								
<p>小田原市の平成 23 年度の高齢化率は 24% に達し、超高齢社会となっている。一方、小田原市内を運行する路線バス事業者が所有する車両について、ノンステップバスの導入率は 26% となっている。</p> <p>今後、更に進む高齢化に対応するため、高齢者、障がい者等を含めたバス利用者にとって利用しやすい環境の整備を進めることが必要である。</p>								
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>								
<b>（1）事業の目標</b>								
「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に則り、小田原市内を運行する路線バス車両について、ノンステップバスの導入率を平成 32 年までに 70% とする。								
<b>（2）事業の効果</b>								
小田原市内でバスを利用する高齢者等にとって、移動にあたっての負担が軽減され、また、これまで自家用車で送迎してもらっていた高齢者等がバス利用へ移行するなど、移動の円滑化が図られるとともに、バス利用者の増加に寄与する。								
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>								
<b>（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）</b>								
<b>（内容）</b>								
ノンステップバスの導入（中型（車長 7～9 m）2 台）：箱根登山バス株式会社								
<b>（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について）</b>								
<table border="0"> <tr> <td>箱根登山バス（株）</td> <td>身体・知的</td> <td>普通旅客運賃</td> <td>5 割、定期旅客運賃 3 割</td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神</td> <td></td> <td>設定なし</td> </tr> </table>	箱根登山バス（株）	身体・知的	普通旅客運賃	5 割、定期旅客運賃 3 割		精神		設定なし
箱根登山バス（株）	身体・知的	普通旅客運賃	5 割、定期旅客運賃 3 割					
	精神		設定なし					
<b>（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）</b>								
<b>〈バス車両の導入に係る事業〉</b>								
事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップバス： 34 台</li> <li>・乗合バス車両の総車両台数： 135 台</li> </ul>								

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

24年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
バス車両購 入事業	36,400千円	3,800千円	0千円	0千円	32,600千円
	100%	10.4%	0%	0%	89.6%
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	36,400千円	3,800千円	0千円	0千円	32,600千円
	100%	10.4%	0%	0%	89.6%

※総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

25年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
バス車両購 入事業	36,400千円	3,800千円	0千円	0千円	32,600千円
	100%	10.4%	0%	0%	89.6%
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	36,400千円	3,800千円	0千円	0千円	32,600千円
	100%	10.4%	0%	0%	89.6%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバス の導入	6月1日着手 2台 ●				4月1日着手 2台 ●				4月1日着手 2台 ●			
	3月31日完了				3月31日完了				3月31日完了			

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年1月10日（第1回） 協議会設立、事業内容について協議</li> <li>・平成24年3月27日（第2回） H23 調査事業の報告、H24 調査事業予定、バリアフリー化設備等整備事業等について説明。</li> <li>・平成24年5月8日 作業部会において生活交通改善事業計画案作成。</li> <li>・平成24年6月12日（第3回） H24 調査事業予定、生活交通改善事業計画について合意。</li> </ul>

8. 利用者等の意見の反映
障がい者の方達が作られている団体から、継続して、ノンステップバスの導入の要望をいただいている。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	神奈川県県土整備局環境共生都市部交通企画課
関係市区町村	小田原市都市部都市政策課
交通事業者・交通施設管理者等	箱根登山バス株式会社、伊豆箱根バス株式会社、富士急湘南バス株式会社、神奈川中央交通株式会社、社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、関東地方整備局横浜国道事務所、神奈川県小田原土木事務所、小田原市建設部、小田原警察署
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	市民・利用者代表等、福島大学特任准教授、小田原箱根商工会議所

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 小田原市荻窪300番地  
（所 属） 都市部都市政策課交通政策係  
（氏 名） 日高 智美  
（電 話） 0465（33）1267  
（e-mail） tosei@city.odawara.kanagawa.jp



# 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成 24 年 6 月 12 日

（名称） 小田原市生活交通ネットワーク協議会

（代表者名） 吉田 樹 印

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
UDタクシー導入事業計画
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
<p>障がい者や高齢者、子育て中の保護者が安心して公共交通を利用できる環境を整備することは、地域生活を送る上で欠かせない。</p> <p>その中でドアツードアの唯一の公共交通機関であるタクシーのバリアを解消していくことは、障がい者・高齢者等移動困難者の外出を支える取組として重要な役割がある。</p> <p>小田原駅は、1日の利用者数が約19万人のターミナル駅であることから、小田原駅に発着するタクシーについて、地域住民の生活の足となるほか、観光客などの来訪者の利便性を図る必要がある。</p> <p>導入を予定しているユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）は、車いすのまま乗車できるとともに、広い開口部にスライドステップを装備し、全ての人の乗降がしやすい車両となっている。この車両を一般タクシーへ導入し、あわせて乗務員研修を行うことで、全ての市民が利用しやすい公共交通として整備していく。</p>
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
<b>（1）事業の目標</b>
<p>現在、小田原市内のタクシー事業者で、協会加入車両台数が419台あり、うち、UDタクシーは、1台（0.2%）のみである。平成24年以降、順次、UDタクシーへ切り替えることを目標とする。</p> <p>平成24年度 2台導入予定 平成25年度 4台導入予定 平成26年度 2台導入予定</p>
<b>（2）事業の効果</b>
<p>UDタクシー導入により、車いす利用者やベビーカー利用者の移動の円滑化が図られるとともに、介助人や駐車場の確保が不要になることから、障がい者、高齢者等の移動手段の選択肢や行動範囲が広がる効果が期待できる。</p>
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
<b>（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）</b>
<b>（内容）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>UDタクシー車両の購入（ニッサンバンネット（UDタクシー）1台）：富士箱根交通（株）</li><li>UDタクシー車両の購入（ニッサンバンネット（UDタクシー）1台）：伊豆箱根交通（株）</li></ul>
<b>（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）</b>
富士箱根交通（株） 身体・知的・精神 10%
伊豆箱根交通（株） 身体・知的・精神 10%

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第11条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。

富士箱根交通（株）アイドリングストップの実施計画。

伊豆箱根交通（株）デジタルタコグラフ及びドライブレコーダーの活用計画。

## 5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

24年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー 一車両の購入 （富士箱根交 通株）	2,617,658円	600,000円	0円	0円	2,017,658円
	50%	11.5%	%	%	38.5%
UDタクシー 一車両の購入 （伊豆箱根交 通株）	2,617,658円	600,000円	0円	0円	2,017,658円
	50%	11.5%	%	%	38.5%
合 計	5,235,316円	1,200,000円	0円	0円	4,035,316円
	100%	23%	%	%	77%

※総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

## 6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UDタクシー車 両の購入	●——●				●——●				●——●			
	6月着手				4/1着手				4/1着手			
	3/31完了				3/31完了				3/31完了			
	予定2台				予定4台				予定2台			

7. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成24年1月10日（第1回）	協議会設立、事業内容について協議
・平成24年3月27日（第2回）	H23 調査事業の報告、H24 調査事業予定、バリアフリー化設備等整備事業等について説明。
・平成24年5月8日	作業部会において生活交通改善事業計画案作成。
・平成24年6月12日（第3回）	H24 調査事業予定、生活交通改善事業計画について合意。

8. 利用者等の意見の反映	
障がい者の方達が作られている団体から、継続して、タクシーの利便性向上について要望をいただいている。	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	神奈川県県土整備局環境共生都市部交通企画課
関係市区町村	小田原市都市部都市政策課
交通事業者・交通施設管理者等	箱根登山バス株式会社、伊豆箱根バス株式会社、富士急湘南バス株式会社、神奈川中央交通株式会社、社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、関東地方整備局横浜国道事務所、神奈川県小田原土木事務所、小田原市建設部、小田原警察署
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	市民・利用者代表等、福島大学特任准教授、小田原箱根商工会議所

#### ■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 小田原市荻窪300番地  
（所 属） 都市部都市政策課交通政策係  
（氏 名） 日高 智美  
（電 話） 0465（33）1267  
（e-mail） [tosei@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:tosei@city.odawara.kanagawa.jp)



## 小田原市地域公共交通総合連携計画策定に向けての考え方

### [計画の目的]

- 小田原市における一体的な地域公共交通マネジメント体制の確立
- 将来的に持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

### [計画に定める事項]

- ・ 公共交通の方向性
- ・ 公共交通ネットワークの全体像
- ・ 公共交通サービス水準の目標
- ・ 住民・バス事業者・行政の役割分担
- ・ バリアフリー化設備整備
- ・ 新しい公共交通システムの検討
- ・ 利用促進方策の検討 等

### [計画策定のポイント]

#### ① 路線バスと鉄道との連携

小田原市内には、18の鉄道駅があり、5社6路線の鉄道事業者が運行していることから、鉄道網を含めた公共交通ネットワークを考えることが不可欠である。

利用者のニーズや移動の効率性を満たすべく、駅と駅、あるいは駅と公共施設・医療機関・商業施設を結ぶ公共交通ネットワークの構築、乗換・乗継拠点の設定、乗継環境の整備等を検討する必要がある。

#### ② 路線バスのわかりやすさ

小田原市内には、4社のバス事業者が運行しており、初めて来訪した人、普段バスを使わない人にとっては、行先や事業者がわかりにくい状況となっている。

わかりにくい、説明が難しい路線は、見直しが必要な路線である場合が多い。

また、路線バスの利用を促進するためには、わかりやすいダイヤ・路線案内等が必要である。

#### ③ 骨格となる区間の設定

公共交通ネットワークの構築に当たり、「薄く広く」ではなく「主軸となる路線」をどこに設定するかを定め、主軸路線を基に、どのような公共交通ネットワークを構築するかを検討する必要がある。

- ・ 以上のポイントを踏まえて、計画策定に向け調査を実施する。
- ・ 調査が進むと、住民から多くの**要望**があがってくる。



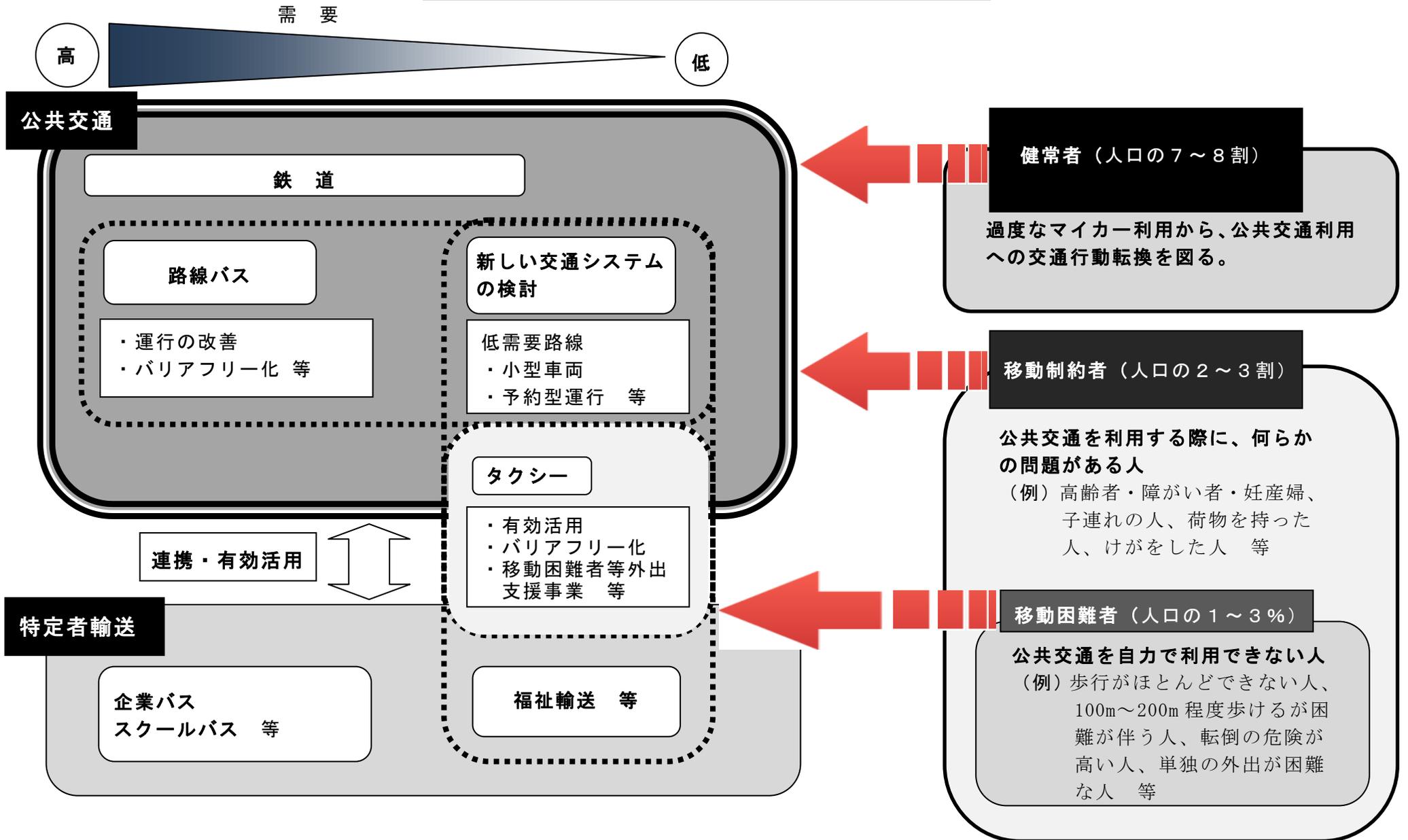
- 「要望をどう受けとめるか」というルール作り
- 小田原市の公共交通をどういう方向で進めるかの羅針盤作り



### 地域公共交通総合連携計画の策定

住民、バス事業者、行政が担うべき役割を整理し、将来的に持続可能な公共交通ネットワークを構築するためのルール作り・羅針盤作りが、地域公共交通総合連携計画の策定である。

# 交通システムの枠組みについての考え方



需要

高

低

公共交通

鉄道

路線バス

- ・ 運行の改善
- ・ バリアフリー化 等

新しい交通システムの  
の検討

- 低需要路線
- ・ 小型車両
  - ・ 予約型運行 等

タクシー

- ・ 有効活用
- ・ バリアフリー化
- ・ 移動困難者等外出支援事業 等

連携・有効活用

特定者輸送

企業バス  
スクールバス 等

福祉輸送 等

健常者（人口の7～8割）

過度なマイカー利用から、公共交通利用への交通行動転換を図る。

移動制約者（人口の2～3割）

公共交通を利用する際に、何らかの問題がある人

（例）高齢者・障がい者・妊産婦、子連れの人、荷物を持った人、けがをした人 等

移動困難者（人口の1～3%）

公共交通を自力で利用できない人

（例）歩行がほとんどできない人、100m～200m程度歩けるが困難が伴う人、転倒の危険が高い人、単独の外出が困難な人 等

## 平成 24 年度小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査仕様書

## 1 業務名

平成 24 年度小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査

## 2 目的

小田原市においては、4 社のバス事業者が路線バスを運行しているが、平成 14 年度以降、路線バスの大幅な減便、廃止が複数回行われている。平成 23 年度において富士急湘南バス(株)が減便、廃止を実施し、日中、路線バスがほとんど運行しない地域が生ずることとなった。

小田原市は、市域の中央を南北に酒匂川が流れており、近年、川東南部地域には大型商業施設等が集積し、市役所周辺は、警察署、県政総合センター、税務署、市立病院等の行政機関が集約する地域となっており、いずれも市民ニーズの高い目的地と考えられる。しかしながら、酒匂川の東西を結ぶバス路線が少ないことから、運転可能な人は、自家用車に依存することとなり、道路渋滞を引き起こすとともに、高齢者、学生などにとっては、移動の品質が大きく低下している。

また、小田原駅及び国府津駅は、複数の鉄道事業者が乗り入れるターミナル駅であることから、市内外への移動のための一次目的地（経由地）となっている。

こうした地域特性を踏まえ、市域全体のバス路線を見直し、市民ニーズの高い目的地を経由させるとともに、それらを拠点とした乗継環境を整備することにより、各バス事業者が、きめ細やかな路線バスの運行をすることで、東西の移動を強化し、フィーダーとしての役割を担うことが望まれる。

市域全体の総合的な計画を策定するに当たり、平成 24 年 1 月に「小田原市生活交通ネットワーク協議会」を設置し、「地域概況調査」「路線バスの利用状況調査」「交通機関乗継調査」を行った。

平成 24 年度は、平成 23 年度に実施した調査の結果を踏まえ、小田原市の公共交通の方向性、公共交通ネットワークの全体像、フィーダーとして確保維持すべき路線バスの位置付け及びその確保策、路線バスを維持することが難しい地域における新しい交通システム等を定める「小田原市地域公共交通総合連携計画」及び「小田原市生活交通ネットワーク計画」の策定へ向けて、市民ニーズ・意向把握、課題整理、各種調査、計画の検討等を行う。

### 3 計画対象地域

小田原市内全域

### 4 業務内容

#### (1) 市民ニーズ・意向把握

##### ・住民アンケート

① 対象：15歳以上の市民対象4,000人予定

・抽出は市が行い、市中心部・郊外等の抽出区分・抽出数等についてバランスを図ることとする。

② 方法：郵送による配布・回収を予定

③ 内容：A4版 6～8ページ程度

・日常生活の移動実態

・公共交通の利用実態

・公共交通・公共交通計画に対する意識、要望

##### ・聴き取り調査A

① 対象：市内主要施設（商業施設、医療機関等）利用者200人予定

② 方法：聴き取り

③ 内容：

・利用者属性（年代、性別、免許・自家用車の有無等）

・起終点（出発地・目的地）

・施設まで（施設から）の移動手段等

##### ・聴き取り調査B

① 対象：小田原市が主催する交通安全教室出席者（自治会、老人会等）

10回予定

・地域に入り、地域の問題を吸い上げることを主目的とし、利用促進を図ることを副次的な目的とする。

② 方法：聴き取り（聴き取りが難しい場合はアンケート（配布：手渡し、回収：郵送））

③ 内容：公共交通に対する意識、要望等

#### (2) 平成23年度及び(1)の調査結果を踏まえた課題整理

##### ・生活交通の観点からの診断

① 医療機関へのアクセス

- ② 高校への通学
- ③ 商業施設、金融機関等へのアクセス
- ④ 東京・横浜方面への通勤・通学者の端末交通
- ・ 広く観光交通の観点からの診断
  - ① 生活交通との連携（生活交通の「オフピーク」対応）
  - ② 公共交通に関する情報提供についての調査・企画
    - a) 鉄道駅、市街地、市内各施設等における交通サイン（バス乗り場案内・交通路線図・ダイヤ・目的地の情報提供等）に関する調査、企画
    - b) バスマップ、時刻表等の企画 等
- (3) 乗継環境に関する調査・提案
  - ・ 小田原市内は4社のバス事業者が運行しており、平成23年度実施した交通機関乗継調査でも、小田原駅において約3割の利用者がバスからバスへ乗り継いでいるという結果が出ている。
  - ・ 小田原市内には、18の鉄道駅があることから、鉄道網を含め、利用者のニーズや移動の効率性を満たす公共交通ネットワークを構築する必要がある。
  - ・ 鉄道駅からの末端交通手段として、路線バスのほか、徒歩、自転車、バイク等が考えられることから、他の交通手段と連携のとれた乗継環境を検討する必要がある。
  - ・ 路線バスの見直しに当たり、市民ニーズの高い目的地（商業施設、医療機関等）を經由させ、それらを拠点とした乗継環境を整備するため次の事項について調査等を行う。
    - ① 乗継拠点の設定に関する検討
    - ② 乗継拠点、乗継環境の整備方針 等

[内容]

- ・ 平成23年度調査結果、平成24年度実施予定の市民アンケート・聴き取り調査に基づき、市民ニーズの高い目的地及びそこへの主要なルートを検討する。
- ・ 路線バス以外の交通手段（鉄道、徒歩、自転車、バイク等）と連携のとれた乗継環境について検討する。
- ・ 複数のバス事業者が連携して運行することを前提とした、乗継拠点の設定について検討する。

- ・乗継環境の整備にあたり必要な、バス停の整備、ダイヤ見直し、料金設定等についての方針を検討する。
- (4) 道路状況に関する調査
- ・道路状況を調査し、渋滞個所の把握等を行い、路線バスの運行の適切性等について検討する。
- (5) 先進地自治体の状況調査
- (6) 地域公共交通サービスの方針検討
- ・地域公共交通の方向性
  - ・公共交通ネットワークの全体像
  - ・公共交通サービス水準の目標
  - ・住民・バス事業者・行政の役割分担
  - ・バリアフリー化設備整備
  - ・新しい公共交通システムの検討
  - ・利用促進方策の検討 等
- (7) 路線、運行等の検討
- ・路線の見直し（路線網・サービス水準（ダイヤ・運行本数等）・方針設定 等）
  - ・運行方法の検討
  - ・運行主体の検討（路線バスが適さない地域、利用者について）
  - ・事業範囲、事業期間、事業形態の検討 等
- (8) 小田原市生活交通ネットワーク協議会及び作業部会の開催
- ・会議資料の作成支援
  - ・会議報告作成支援
  - ・会議運営に関する事務支援
  - ・会議への出席、説明 等
- (9) 小田原市地域公共交通総合連携計画の素案作成
- ・小田原市生活交通ネットワーク協議会の指示及び(1)から(8)までの内容に基づき作成
- (10) 小田原市地域公共交通総合連携計画に係るパブリックコメント実施等
- ・広報誌、ホームページ等の利用を予定
- (11) 小田原市生活交通ネットワーク計画策定に関する報告書作成
- ・小田原市生活交通ネットワーク協議会の指示及び(1)から(10)までの内容に基づき作成

(12) その他

- ・受注者、発注者どちらかが必要と認めるときは、打ち合わせ等を行う。

5 成果品

- (1) 小田原市地域公共交通総合連携計画 100 部  
A 4 版縦（必要に応じて A 3 判の折込）両面刷り、カラー刷り（必要なページのみ）
- (2) 小田原市生活交通ネットワーク計画策定に関する報告書 100 部 A 4 版縦  
（必要に応じて A 3 判の折込）両面刷り、カラー刷り（必要なページのみ）
- (3) 小田原市地域公共交通総合連携計画概要版 200 部  
A 4 版縦（A 3 判 2 つ折り 4 ページ～ 8 ページ程度）両面刷り、カラー刷り（必要なページのみ）
- (4) 調査データ 一式
- (5) 前各号の電子データ CD-R で各 1 枚（データ形式については、後日協議する。）

6 履行期間

契約の日から平成 25 年 3 月 31 日（日）までとする。

なお、小田原市地域公共交通総合連携計画の素案は、平成 25 年 1 月末までに作成するものとし、成果品は平成 25 年 3 月 11 日（月）までに納品するものとする。

7 業務に必要な届出書類

- (1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を受ける。
  - ・業務内容のスケジュールを明確にした業務計画書
- (2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を得ること。
  - ・完了届
  - ・成果品

8 業務履行の確認

前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けた後、受注者からの請求に基づき支払うものとする。ただし、支払時期については、国土交通省から小田原市生活交通ネットワーク協議会への地域公共交通確保維持改善事業費補

助金の交付後とする。

## 9 その他

- (1) 個人情報の保護については、小田原市生活交通ネットワーク協議会が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関し知り得た秘密は第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務に関する調査、計画検討等については、手法や内容について小田原市生活交通ネットワーク協議会と十分協議し、進めることとする。
- (3) 成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意した上、出典等明記する。
- (4) 受注者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は、速やかに小田原市生活交通ネットワーク協議会と協議のうえ、業務を円滑に遂行することとする。

## 小田原市生活交通ネットワーク協議会 平成24年度収支予算書案

## 収入の部

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備 考
補助金	9,030,000	4,300,000	4,730,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業)
収入合計	9,030,000	4,300,000	4,730,000	

## 支出の部

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備 考
委託料	9,030,000	4,300,000	4,730,000	小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民ニーズ・意向把握</li> <li>・ 課題整理</li> <li>・ 地域公共交通総合連携計画の策定</li> <li>・ 生活交通ネットワーク計画に関する報告書の作成</li> </ul>
支出合計	9,030,000	4,294,500	4,735,500	